

【損 傷 程 度 の 例 示】

木造・プレハブ【水害による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

ページの構成

建物の構造種別 災害の種類

対応する運用指針のページ

部位の名称

損傷の程度

事例写真

事例写真に対応する損傷の例示

木造・プレハブ【水害による被害】●部位による判定

●程度Ⅰ




●程度Ⅱ




●程度Ⅲ




●程度Ⅳ




●程度Ⅴ




●損傷の判定 <表 程度(補正比15%)>

程度	損 傷 の 状 況	被害程度
I	・棟瓦(がら)が1区、のん瓦1の一帯がずれ、破損が生じている。 〔棟瓦の破損が認められる場合は棟瓦を挟む間接被害で被害を認定する。〕	10%
II	・一帯の瓦が1区以上破損が生じている。 ・棟瓦により屋根裏材等に被害が生じている。	25%
III	・棟瓦が全壊料にずれ、破損あるいは破損が生じている。 ・棟瓦が1区以上破損が生じている。 ・棟瓦により屋根裏材等に被害が生じている。 ・左方目付金具等に被害が生じている。	50%
IV	・屋根に若干の平陸が生じている。 ・小規模の一般に被害が生じている。 ・左方目付金具等に被害が生じている。	75%
V	・屋根に著しい平陸が生じている。 ・小規模の被害が生じている。 ・左方目付金具等に被害が生じている。	100%

木造・プレハブ【水害による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

<被害認定フロー>

【第1次調査】戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 浸水深による判定

浸水深から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

【第2次調査】

被災者から申請があった場合 (※)戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/60以上又は外観に外力による損傷がある

該当しない

(3) 浸水深による判定

浸水が床上まで達している

該当しない

半壊に至らない
(損害割合20%未満)

該当

(4) 部位による判定

基礎の外力等による損傷率が75%以上

該当

全壊
(損害割合50%以上)

該当しない

各部位の損傷程度等（及び傾斜）から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※戸建ての1～2階建てでない場合や、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がない場合には、第2次調査の1段階のみで実施する。

【参考：在来工法と枠組壁工法】

柱と、梁、桁、胴差等の横架材によって構成される軸組を主体とする工法。近年は、壁に筋かいが入ることが多い。

部位の「柱(又は耐力壁)」では、「柱」を調査対象とする。

図版出典:「図解事典 建築のしくみ」彰国社

枠材に合板を釘打ちしたパネルで、壁や床を構成する工法。この工法の代表例として、2×4インチの断面の木材を用いるツーバイフォーがある。

部位の「柱(又は耐力壁)」では、「耐力壁」を調査対象とする。

図版出典:「図解事典 建築のしくみ」彰国社

第1次調査

● 適用条件の確認

水害の第1次調査は、以下の条件をすべて満たす場合にのみ適用する。

- ① 木造・プレハブであること
- ② 戸建ての1～2階建てであること
- ③ 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害があること

＜外力被害がある例(瓦礫の衝突)＞



110004

＜外力被害がある例(瓦礫の衝突)＞



110005

● 外観による判定

⇒ p2-6 1 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊している



3301



3302

● 一見して住家全部が流失している



110006



110007

● 浸水深による判定

⇒ p2-6 1 (2) 浸水深による判定

外観の目視調査により、住家の浸水深を確認し、判定を行う。浸水深は、最も浅いところで測定する。

＜浸水が床上を越えている例＞



110018

＜浸水が床上まで達していない例＞



3402

110008	住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	全壊 (住家の損害割合50%以上)
110009	床上1mまで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	大規模半壊 (住家の損害割合40%以上50%未満)
110010	床上浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	半壊 (住家の損害割合20%以上40%未満)
110011	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	半壊に至らない (住家の損害割合20%未満)

● サンプル調査による判定

⇒ p2-7 ※サンプル調査

区域内のすべての住家が、水害第1次調査の適用条件を満たしており、1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。

第2次調査(戸建ての1～2階建てでない場合、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する)

● 外観による判定

⇒ p2-7 2 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊している



3302

● 一見して住家全部が流失している



110006

● 傾斜による判定

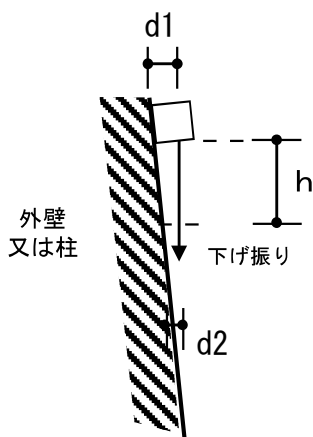
⇒ p2-7 2 (2) 傾斜による判定

● 測定方法

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。
傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$

傾斜は、下げ振りの垂直長さ(h)に対して、水平寸法(d=d1-d2)の占める割合を計算して測定する。



3303

● 測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

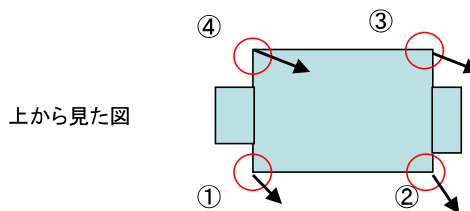
建物の主要な四隅※を計測する。

※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。



測定箇所

3304



上から見た図

測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	15	18	21	14	17

● 傾斜による判定

傾 斜		判 定
傾斜(d/h)	h=1,200mmの場合	
$(d/h) \geq 1/20$	$d \geq 60\text{mm}$	全壊
$1/60 \leq (d/h) < 1/20$	$20\text{mm} \leq d < 60\text{mm}$	傾斜による損害割合を15%とし、部位による判定を行う。
$(d/h) < 1/60$	$d < 20\text{mm}$	傾斜による判定は行わず、浸水深による判定を行う。

● 浸水深による判定

⇒ p2-8 2 (3) 浸水深による判定

住家の浸水深を確認し、判定を行う。

浸水が床上まで達していないもの（外観に外力による損傷があるものを除く。）については、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。半壊に至らないとされれば調査は終了する。

＜浸水が床上を越えている例＞



110018

＜浸水が床上まで達していない例＞



3402

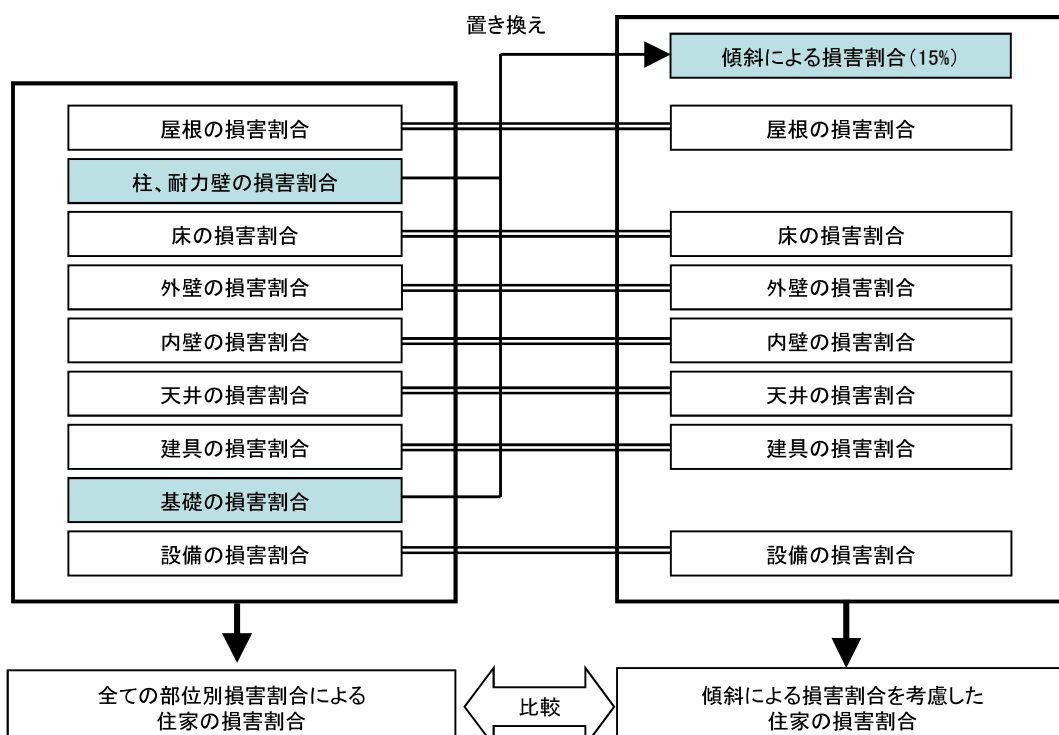
● 部位による判定

⇒ p2-8 2 (4) 部位による判定

外観目視調査（及び内部立入調査）により、各部位の損傷率を把握し、住家の損害割合を算定する。

- 1) 柱（又は耐力壁）の損傷率又は外力等による基礎の損傷率のうち、いずれかが75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。
- 2) (2以上の階を有する住家の場合) P0-2「6. 2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定」により、各部位の損害割合及び住家の損害割合を算定する。
- 3) (傾斜による損害割合を考慮する場合) 次の①又は②のいずれか大きな数値を住家の損害割合とする。
①「柱（又は耐力壁）」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合（＝15%）に置き換えた、各部位別損害割合の合計
②全ての部位別損害割合の合計

● 傾斜による損害割合を考慮する場合



基礎

⇒ p2-33 2-8 基礎

1) 外力等による損傷

- ひび割れ 幅約0.3mm以上の亀裂をさす。



3501



3502

- 剥落 基礎の仕上モルタル剥離及び基礎躯体自身の欠損脱落をさす。



3503



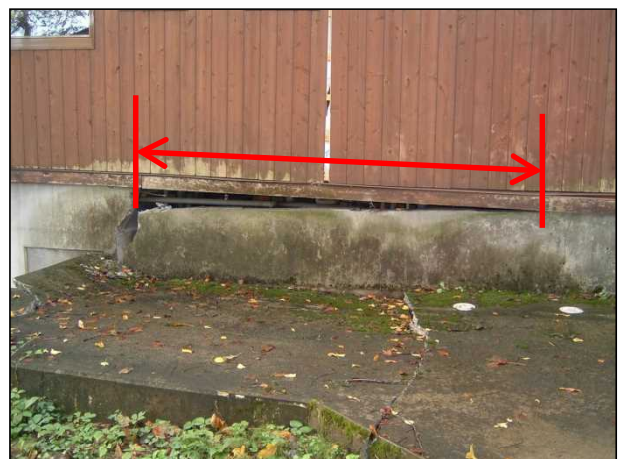
3504

- 局部破壊 破断面の損傷がさらに大きくなり複雑に破壊(分割)されたことをさす。



3505

- 不陸 不同沈下等により布基礎の沈下又は傾斜が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



3506

● 移動

上部構造が基礎から移動した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



3601



3602

● 流失・転倒

基礎が流失又は転倒した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



3603

● 地盤の流出、陥没、液状化

地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



3604

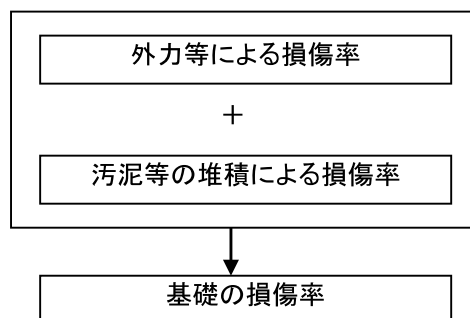
2) 汚泥等の堆積による損傷

基礎の構造がべた基礎又は布基礎の住家において、浸水により床下に汚泥が堆積している場合、汚泥による損傷率は10%とする。



3605

● 損傷の判定



外 壁

⇒ p2-24 2-4 外壁

●程度Ⅰ



3701

開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。



3702

目地部にわずかなずれが生じている。

●程度Ⅱ



3703

仕上の剥離が生じている。



3704

仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



3705

浸水により仕上材の汚損が見られる。



3706

浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。

●程度Ⅳ



3801

仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。



3802

釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。

●程度Ⅴ



3803

浸水により塗土の大半が剥離している。



110050

仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。

●損傷の判定 <表 外壁(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
	【モルタル塗り仕上等】	【ボード】	
I	・開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。	・目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	・仕上の剥離が生じている。	・仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	・仕上材が脱落している。 【共通】 ・浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。 ・浸水により仕上材の汚損が見られる。 ・浸水により塗土の半分が剥落している。	・目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	50%
IV	・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。	・釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	75%
V	【共通】 ・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。 ・浸水により下地材、パネルの吸水、膨張、不陸が見られる。 ・浸水により仕上材の大半の浮き・剥離・脱落が見られる。 ・浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる。 ・浸水により塗土の大半が剥落している。		100%

内 壁

⇒ p2-27 2-5 内壁

●程度Ⅰ



4701

塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。



4702

ボードの目地部にわずかなずれが生じている。

●程度Ⅱ



4703

内壁周辺部に隙間が生じている。



4704

ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



4705

浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度)



4706

浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。

●程度Ⅳ



4801

内壁合板に剥離、脱落が見られる。



4802

タイルが剥落している。

●程度Ⅴ



4803

浸水により塗土の大半が剥落している。



4804

浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度)

●損傷の判定 <表 内壁(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	- 塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 - 内壁合板にわずかなずれが生じている。 - ボードの目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	- 内壁周辺部に隙間が生じている。 - 内壁合板にずれが生じている。 - タイルの目地に亀裂が生じている。 - ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	- 内壁合板に剥離、浮きが見られる。 - タイルが剥離を生じている。 - クロスが破れている。 - 柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 - ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 - 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 - 浸水により塗土の半分程度が剥落している。 - 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度)	50%
IV	- 内壁合板に剥離、脱落が見られる。 - タイルが剥落している。 - ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。	75%
V	- 仕上材が脱落しており、下地材の損傷が生じている。 - 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 - 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) - 浸水により塗土の大半が剥落している。	100%

床(階段を含む)

⇒ p2-22 2-3 床(階段を含む)

●程度Ⅰ



5101

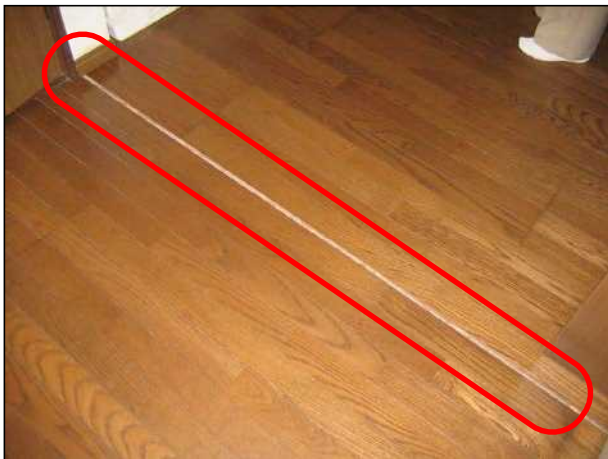
床と壁との間にわずかなずれが生じている。



5102

(床と敷居との間にわずかなずれが生じている。)

●程度Ⅱ



5103

床板の継目に隙間が生じている。



5104

浸水により床板の汚損が見られる。

●程度Ⅲ



5105

浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。



5106

浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。

●程度Ⅳ



5201

床板に著しい不陸、折損が見られる。



5202

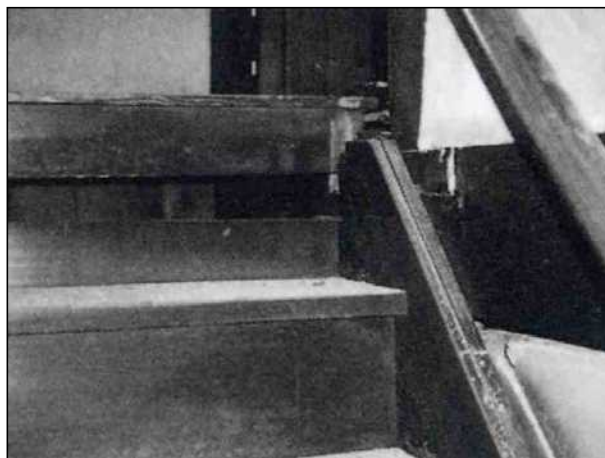
床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。(基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る)

●程度Ⅴ



5203

全ての床板に著しい不陸が見られる。



5204

階段がはずれている。

●損傷の判定 <表 床(階段を含む。)(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
I	・床と壁との間にわずかなずれが生じている。	・床仕上・畳に損傷が見られる。	10%
II	・床板の継目に隙間が生じている。 ・束が束石よりわずかにずれている。 ・床仕上・畳に著しい損傷が見られる。	・浸水により床板の汚損が見られる。 ・浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 ・浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	25%
III	・床板にずれ、若干の不陸が見られる。 ・束が束石から数cmずれている。 ・土台が柱からわずかにずれている。 ・土台が基礎からわずかにずれている。 ・床仕上、畳の大部分に著しい損傷が生じている。	・浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 ・浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 ・浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 ・浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 ・浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	50%
IV	・床板に著しい不陸、折損が見られる。 ・束が束石から脱落している。 ・土台が柱から著しくずれている。 ・土台が基礎から著しくずれている。	・階段がはずれている。 ・床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である(基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。)	75%
V	・全ての床板に著しい不陸が見られる。 ・全ての土台、柱、束が基礎、束石等から脱落している。	・大引、根太の大部分が落下している。 ・階段がはずれている。	100%

柱(又は耐力壁)・・・ア. 柱の損傷

⇒ p2-18 2-2 ア. 柱の損傷

●程度Ⅰ



4101

柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。



4102

柱脚コンクリートのひび割れが見られる。

●程度Ⅱ



4103

柱、梁が若干たわんでいる。



4104

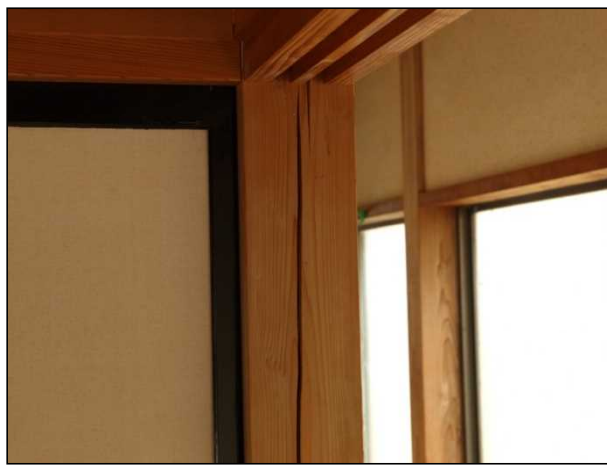
アンカーボルトの伸びが見られる。

●程度Ⅲ



110015

柱と梁の仕口にずれが生じている。



4106

柱、梁に割れが見られる。

●程度Ⅳ



4201

柱、梁に大きな割れが見られる。



4202

柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。

●程度Ⅴ



4203

柱、梁の割れ、断面欠損が著しい。



110016

柱、梁に著しい折損が生じており、交換が必要である。

●損傷の判定 <表 柱(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
	【在来工法】	【鉄骨系プレハブ】	
I	・柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。	・柱脚コンクリートのひび割れが見られる。	10%
II	・一部の柱と梁の仕口にめり込み等の損傷が見られる。 ・柱、梁が若干たわんでいる。	・アンカーボルトの伸びが見られる。 ・高力ボルトのすべりが見られる。	25%
III	・柱と梁の仕口にずれが生じている。 ・柱、梁に割れが見られる。	・局部座屈による小さな変形が柱に生じている。 ・梁接合部の変形が見られる。	50%
IV	・柱、梁に大きな割れが見られる。 ・柱、梁に断面欠損が見られる。 ・柱、梁に折損が見られる。 ・柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。	・局部座屈による中くらいの変形が柱に生じている。 ・梁接合部の亀裂、ボルトの一部破断が見られる。	75%
V	・柱、梁の割れ、断面欠損が著しい。 ・柱、梁に著しい折損が生じており、交換が必要である。	・局部座屈による大きな変形が柱に生じている。 ・梁接合部に破断が見られる。	100%

柱(又は耐力壁)・・・イ. 耐力壁の損傷

⇒ p2-19 2-2 イ. 耐力壁の損傷

●程度Ⅰ



4301

塗り壁の開口部隅角部廻りにわずかなずれが生じている。



4302

浸水により断熱材の吸水による機能損失(再使用が不可能な程度)が見られるため、耐力壁の一部(ボード等)の取り外しが必要である。

●程度Ⅱ



4303

塗り壁の各所で仕上の剥離が生じている。



4304

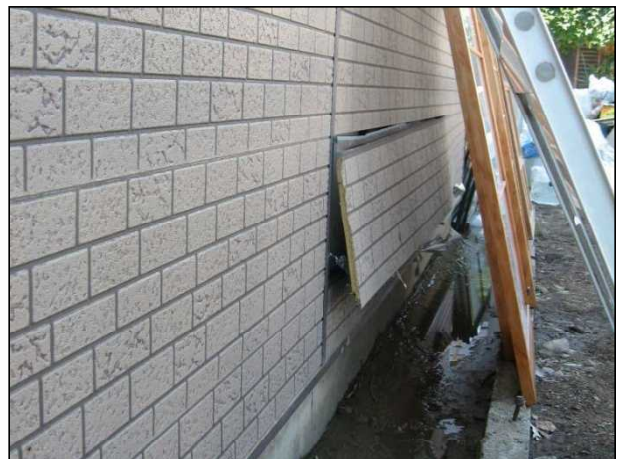
ボード仕上の壁では一部のボードの仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



4305

塗り壁では仕上の大半が剥離又は脱落している。



4306

ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。

●程度Ⅳ



4401

塗り壁では壁面の大部分で仕上材が脱落している。



4402

結合材が変形しており、パネルと結合材に大きなずれが生じている。

●程度Ⅴ



4403

枠材に折損が生じており、合板の脱落、破損が生じている。



4404

(間柱に折損が生じており、木摺に破損が生じている。)

●損傷の判定 <表 耐力壁(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示			損傷程度
	【仕上面】	【パネル工法】	【枠組壁工法】	
I	- 塗り壁の開口部隅角部廻りにわずかなずれが生じている。 - ボードの目地部にわずかなずれが生じている。	パネルと結合材の接着部にわずかなずれが生じている。	枠組壁工法の合板にわずかな浮き上がりが見られる。	10%
II	- 塗り壁の各所で仕上の脱落が生じている。 - ボード仕上の壁では一部のボードの仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	パネルと結合材の接着部にずれが生じている。	枠材から合板が浮き上がっており、一部の釘がめり込んでいる。	25%
III	- 塗り壁では仕上の大半が剥離又は脱落している。 - ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。	パネル隅角部にひび割れが生じている。	合板のはがれ、ずれが著しい。	50%
IV	- 塗り壁では壁面の大部分で仕上材が脱落している。 - ボード仕上の壁では大部分で釘の浮き上がりが見られ、中には脱落したものも見られる。	- パネルにひび割れが生じている。 - 結合材が変形しており、パネルと結合材に大きなずれが生じている。	枠材にひび割れが生じており、合板の湾曲、脱落が生じている。	75%
V		- パネルに大きなひび割れ、変形が生じている。 - パネルが壁面から脱落している。	枠材に折損が生じており、合板の脱落、破損が生じている。	100%

屋根

⇒ p2-11 2-1 屋根

●程度Ⅰ



3901

棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。
(棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)



3902

棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。
(棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)

●程度Ⅱ



3903

浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。



3904

棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。

●程度Ⅲ



3905

浸水により下地材の損傷が見られる。



3906

棟瓦以外の瓦もずれが著しい。

●程度Ⅳ



4001

瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。



4002

屋根に若干の不陸が見られる。

●程度Ⅴ



4003

屋根仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。



4004

小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。

●損傷の判定 <表 屋根(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・ 棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。 (棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)	10%
II	・ 棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・ 一部のスレート(金属製を除く。)にひび割れが生じている。 ・ 浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。	25%
III	・ 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・ 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・ 浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。 ・ 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。 ・ 浸水により下地材の損傷が見られる。	50%
IV	・ 屋根に若干の不陸が見られる。 ・ 小屋組の一部に破損が見られる。 ・ 瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。	・ スレート(金属製を除く。)のひび割れ、ずれが著しい。 ・ 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・ 屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 75%
V	・ 屋根に著しい不陸が見られる。 ・ 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・ 屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

天井

⇒ p2-29 2-6 天井

●程度Ⅰ



4501

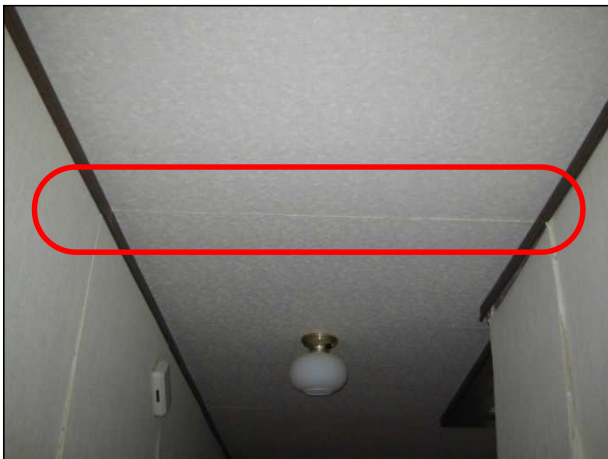
・天井板にわずかな隙間が生じている。



4502

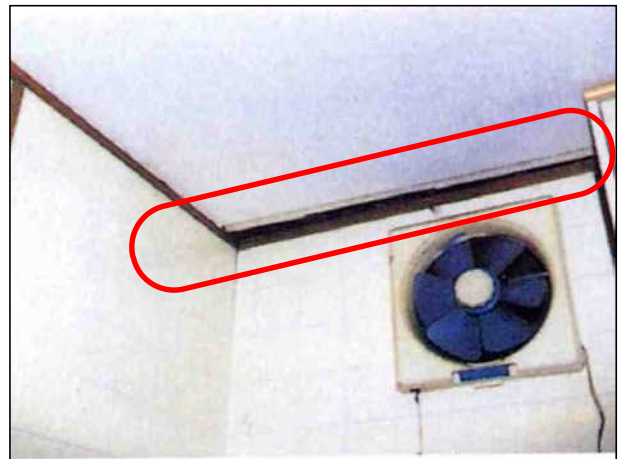
・天井板にわずかな隙間が生じている。

●程度Ⅱ



4503

天井板に隙間が生じている。



4504

天井板に隙間が生じている。

●程度Ⅲ



4505

天井板の浮きが生じている。



4506

天井板の浮きが生じている。

●程度Ⅳ



4601

浸水による天井仕上(クロス等)の剥離・表面劣化が見られる。
(下地材の交換を要しない程度)



4602

天井面に歪みが見られる。

●程度Ⅴ



4603

浸水による下地材・化粧せつこうボード・その他天井材の吸水・膨張・不陸等の機能損失が見られる。(下地材・天井板の交換を要する程度)



4604

天井板が脱落している。

●損傷の判定 <表 天井(構成比5%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・天井板にわずかな隙間が生じている。	10%
II	・天井板に隙間が生じている。 ・天井面に若干の不陸が見られる。 (天井面で見る場合は見切りは不要。調査する部屋の天井1面を損傷程度25%の損傷として算定する。)	25%
III	・天井面にわずかな不陸が見られる。 ・天井板の浮きが生じている。 ・塗天井に亀裂が生じている。	50%
IV	・天井面に不陸が見られる。 ・天井面に歪みが見られる。 ・天井板のずれ、一部脱落が見られる。	75%
V	・天井面に著しい不陸が見られる。 ・天井板が脱落している。	100%

建 具

⇒ p2-31 2-7 建具

●程度Ⅰ



【障子・襖】
浸水による襖・障子・ドアの破損(表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)

4901



【障子・襖】
浸水による襖・障子・ドアの破損(表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)

4902

●程度Ⅱ



【木製サッシ】
壁面との間に隙間が生じている。

4903



【アルミサッシ】
鍵の破損や、ビード(ガラスを固定するゴムパッキン)のはずれが見られる。

4904

●程度Ⅲ



【アルミサッシ】
ガラスが破損している。

4905



【アルミサッシ】
ガラスが破損している。

4906

●程度Ⅳ



5001

【アルミサッシ】
可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。



110017

【アルミサッシ】
可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。

●程度Ⅴ



5003

【アルミサッシ】
枠ごとはずれて破壊されている。



5004

【ドア】
浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。
(再使用が不可能な程度)

●損傷の判定 <表 建具(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示				損傷程度
	【襖、障子】	【木製サッシ】	【アルミサッシ】	【ドア】	
I	・家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。	・可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。	・可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。	・変形はしていないものの、表面の傷が著しい。	10%
	【共通】・浸水による襖・障子・ドアの破損（表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度）				
II		・壁面との間に隙間が生じている。	・鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。	・蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	・可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。	・破損し、開閉が不能になっている。	・ガラスが破損している。		50%
IV	・可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。	・可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。	・可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。		75%
V	・かまちの損傷が著しく、交換が必要である。	【木製サッシ、木製建具】 ・破壊されている。	・枠ごとはずれて破壊されている。	【アルミドア、木製ドア】 ・破壊されている。	100%
	【共通】・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。(再使用が不可能な程度)				

設 備

⇒ p2-37 2-9 設備

個別の設備の損壊に応じて、**100%の範囲内**で損傷率を判定する。

個別の設備の損傷率の目安は次のとおりとする。

- ・浴室の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する（再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。）。
- ・台所の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する（再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。）。
- ・水廻りの衛生設備（浴室及び台所の設備を除く。）、ベランダ等については、40%の範囲内で損傷率を算定する（全ての設備が再使用不可能な程度に著しく損傷した場合を40%とする。）。

なお、上記の他、調査対象と認められる設備があれば、100%の範囲内で適宜損傷率を算定しても差し支えない。

●浴室の設備の損傷例



（浴槽：汚損し、配管が詰まっている。） 5301



（浴槽：転倒し、配管が切れている。） 5302

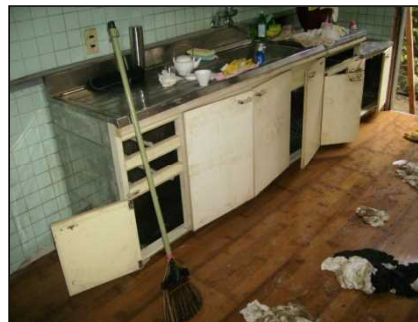


（泥流により使用できなかった浴室） 5303

●台所の設備の損傷例



（台所の流し台：汚損し、配管が詰まっている。） 5304



（台所の流し台：汚損し、配管が詰まっている。） 5305

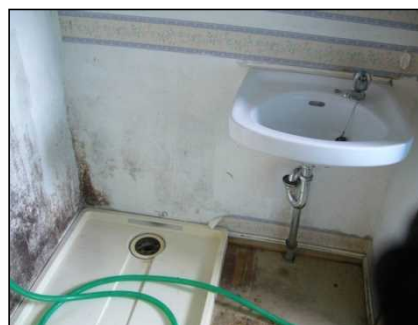


（システムキッチンのコンロ類が浸水により故障して使用不可能になっている。） 5306

●水廻りの衛生設備（浴室、台所を除く）、ベランダ等の損傷例



（便器：配管が外れている。） 5307



（洗面：汚損し、配管が詰まっている。） 5308



（ベランダ：外力等により変形している。） 5309